

# 青森県報

号外第二十九号

平成二十八年  
三月三十日  
(水曜日)

## 目 次

### 規 則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則…………… (人事課) …… 一

### 訓 令

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) …… 二

## 規 則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第二十号

#### 青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則(昭和三十六年九月青森県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項第十五号中ウをオとし、ムをノとし、ラをヰとし、ナをウとし、同号ネ中「ソ及びツ」を「ナ及びラ」とし、同ネを同号ムとし、同号中ツをラとし、ソをナとし、レをネとし、タをツとし、ヨをソとし、カをレとし、ワをタとし、ヲをヨとし、ルをカとし、ヌをワとし、リをヌとし、同又の次に次のように加える。

ル 第二十六条の三第一項及び第三項(これらの規定を第七条第一項において準

用する場合を含む。)の規定による検体等の提出の命令及び無償収去に関すること。

ヲ 第二十六条の四第一項及び第三項(これらの規定を第七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による検体の提出及び採取の命令並びに採取の実施に関すること。

第四条の三第一項第十五号中チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニをホとし、同号八中「第十七条第一項及び第二項(これらの規定を)」を「第十七条」に改め、同八を同号二とし、同号ロの次に次のように加える。

八 第十六条の三第一項及び第三項(これらの規定を第七条第一項において準用する場合を含む。)並びに第四十四条の七第一項及び第三項の規定による検体の提出及び採取の勧告並びに採取の実施に関すること。

第四条の三第一項第二十四号から第二十七号までを次のように改める。  
二十四 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第二十九条の規定による麻薬の廃棄の届出の受理に関すること(同法第三十五条第一項に規定する事故に伴うものを除く。)  
二十五 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第三十条の十三の規定による覚せい剤原料の廃棄の届出の受理に関すること(同法第三十条の十四に規定する事故に伴うものを除く。)

二十六及び二十七 削除  
第四条の三第二項第五号リ中「第三十五条第六項」を「第三十五条第十一項」に改め、同項中第十三号を第十四号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の規定による子どものための教育・保育給付費負担金に係る補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十三条第一項の規定による報告の徴収に関すること。

第十三条第一項第一号八中「第十一条の七第一項」を「第十一条の十七第一項」に改め、同号二中「第十一条の二十三第一項」を「第十一条の四十二第一項」に、「及び」を「」に、「又は廃止の承認」を「の承認及び同条第四項の規定による信託規程の変更又は廃止の届出の受理」に改め、同号水中「第十一条の二十九第一項」を「第十一条の四十八第一項」に、「及び」を「」に、「又は廃止の承認」を「の承認及び同条第四項の規定による宅地等供給事業実施規程の変更又は廃止の届出の受理」に改め、同号へ中「第十一条の三十一第一項」を「第十一条の五十一第一項」に、

訓 令

青森県訓令甲第十六号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「、生活再建・産業復興局長、原子力施設安全検証室長」を削り、「世界文化遺産登録推進室長」の下に「、生活再建・産業復興室長」を加える。

第三条第十二号中「審査請求」の下に「部長、課長及び出先機関の長等の専決事項に係る処分並びに」を加え、「又は重要な異議の申立ての決定及び副知事の専決事項に係る処分に対する異議の申立てに対する決定」を削る。

第四条第一項中「企画政策部」の下に「、危機管理局」を加え、同条第三項中「総務部にあつては危機管理監、次長又は生活再建・産業復興局長、企画政策部にあつては次長又は原子力施設安全検証室長、」を削り、「又は次長」の下に「、危機管理局にあつては理事、参事又は次長」を加え、同条第六項中「生活再建・産業復興局及び」を削る。

第八条第三項中「企画政策部」の下に「、危機管理局」を加える。

第九条第三項中「企画政策部及び」を「企画政策部、危機管理局及び」に改め、同項第三号中「にあつては当該事務を担当する危機管理監、次長又は生活再建・産業復興局長が、」を「及び」に、「又は原子力施設安全検証室長」を「が、危機管理局にあつては当該事務を担当する理事、参事又は次長」に改める。

第十条第五項から第七項までを削り、同条第八項中「第一項から第四項まで」を

「及び」を「、」に、「又は廃止の承認」を「の承認及び同条第四項の規定による農業経営規程の変更又は廃止の届出の受理」に改め、同号ル中「第六十四条第四項」の下に「及び第五項」を加え、同号ヲ中「第七十二条の十三第二項」を「第七十二条の二十九第二項」に改め、同号ワ中「第七十二条の十六第四項」を「第七十二条の三十二第四項」に改め、同号力中「第七十二条の十七第二項」を「第七十二条の三十四第二項」に改め、同号ヨ中「第七十二条の十八第三項」を「第七十二条の三十五第三項」に改め、同号タ中「第七十三条の十二」を「第七十三条の十」に改め、同項第四十五号テ中「青森県農業会議からの」を削る。  
第十八条第一項に次の一号を加える。  
二十五 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の施行に関する次のこと。  
イ 第二十九条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に關すること。  
ロ 第三十条第三項（第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による建築主事への通知に關すること。  
ハ 第三十一条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定に關すること。  
ニ 第三十六条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定に關すること。  
第十八条第四項第一号イ中「第二十五条の七第一項」を「第二十五条の十五第一項」に改め、同号ロ中「第二十五条の八第一項」を「第二十五条の十六第一項」に改め、同号ハ中「第二十五条の九」を「第二十五条の十七第二号」に改め、同号ニ及びイ中「第二十五条の十第一項」を「第二十五条の十八第一項」に改め、同項第二号イ中「第十七条の七」を「第十七条の九」に改め、同号ロ中「第十七条の八」を「第十七条の十」に改める。  
附 則  
1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。  
2 この規則により委任した事務に係る届出その他の行為で、この規則の施行の際、現に青森県行政組織規則（昭和三十六年二月青森県規則第十八号）第三条に規定する本庁において受理しているもの又は施行のための手続中のものについては、なお従前の例による。

「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第九項中「かわからず」の下に、「危機管理局」を加え、同項を同条第六項とし、同条に次の一項を加える。

7 第一項から第四項まで及び前項の規定にかかわらず、当該事務が防災危機管理課の分掌事務のうちから危機管理局長が定める事務である場合の当該事務の代決については、次に定めるところによる。

一 危機管理局長が不在のときは、当該事務を担当する理事又は参事がその事務を代決する。

二 危機管理局長及び当該事務を担当する理事又は参事がともに不在のときは、次長がその事務を代決する。

三 危機管理局長、当該事務を担当する理事又は参事及び次長がともに不在のときは、防災危機管理課長がその事務を代決する。

第十一条第四項中「生活再建・産業復興局及び」を削る。

別表第一各課共通（各課専決事項において別に定める場合を除く。）の項の副知事専決事項の欄の第四号中「看護」の下に、「消防団活動及び労使間交渉」を加え、同欄の第十五号中「異議申立てに対する決定」を「審査請求の裁決」に改め、同項の部長専決事項の欄の第五号及び第六号中「看護」の下に、「消防団活動及び労使間交渉」を加え、同欄の第二十九号中「に対する異議申立てに対する決定」を「並びに出先機関の長の処分に対する審査請求の裁決」に改め、同欄の第三十号を次のように改める。

三十 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項の規定による審理員の指名に関する事。

別表第一各課共通（各課専決事項において別に定める場合を除く。）の項の課長専決事項の欄の第五号中「看護」の下に、「消防団活動及び労使間交渉」を加え、同欄の第三十八号に次のように加える。

二 第二十七条第一項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問に関する事。

別表第一人事課の項の第一号の部長専決事項の欄中イを削り、ロをイとし、同号の課長専決事項の欄中「で、初任給、昇格、昇給等の基準第三十八条第三号の規定に該当する場合の昇給」を削り、同欄中ハを削り、ニをハとし、同項の第六号中「及び分限」を「分限及び人事評価」に改め、同号の部長専決事項の欄中ロをニとし、イの次に次のように加える。

ロ 地方公務員法第十五条の二第三項の規定による標準職務遂行能力及び標準的な職に係る協議に関する事。

ハ 地方公務員法第二十三条の二第三項の規定による人事評価の基準及び方法に

関する事項等に係る協議に関する事。

別表第一防災消防課の項を削り、同表県民生活文化課の項の第六号の副知事専決事項の欄中「青森県附属機関に関する条例」の下に、「昭和三十六年一月青森県条例第十四号」を加え、同表環境保全課の項の第一号の部長専決事項の欄へ中「第九条の第三十項」の下に、「（第九条の三の第三第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同表原子力安全対策課の項を削り、同表健康福祉政策課の項の第二号の部長専決事項の欄又中「概算交付」を「交付」に改め、同項の第十五号の課長専決事項の欄中へをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

二 第十二条の規定による指定医療機関の指定に関する事。

別表第一がん・生活習慣病対策課の項の第一号を同項の第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一十号）の施行に関する事。

イ 第六条第五項の規定による診療所の指定の取消しに関する事。	イ 第六条第二項の規定による届出対象情報の届出を行う診療所の指定に関する事。
ロ 第二十四条第一項の規定による権限及び事務の委任に関する事。	ロ 第十六条の規定による協力の要請に関する事。

別表第一医療業務課の項の第八号の部長専決事項の欄イ中「第十六条」を「第十六条第一項」に改め、同イを同欄ロとし、同欄にイとして次のように加える。

イ 第十六条第一項の規定による看護師等養成所の指定の取消しに関する事。

別表第一医療業務課の項の第八号の課長専決事項の欄イを同欄ニとし、同欄にイから八までとして次のように加える。

イ 第十三条第一項の規定による看護師等養成所の変更の承認に関する事。

ロ 第十五条第一項の規定による報告の徴収及び同条第二項の規定による指示に関する事。

ハ 第二十条において準用する第十三条第一項の規定による准看護師養成所の変

更の承認に關すること。

別表第一医療業務課の項の第十五号の課長専決事項の欄中ヲをワとし、ルをラとし、又をルとし、リを又とし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 第二十四条第十二項の規定による麻薬の譲渡しの許可に關すること。

別表第一保健衛生課の項の第一号の部長専決事項の欄中トをチとし、ヘをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 第十四条の二第七項の規定による指定提出機関の指定の取消しに關すること。

別表第一保健衛生課の項の第一号の課長専決事項の欄中へをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 第十四条の二第一項の規定による指定提出機関の指定に關すること。

別表第一保健衛生課の項の第六号の部長専決事項の欄イを同欄ハとし、同欄にイ及びロとして次のように加える。

イ 第十二条第三項の規定による指定医療機関の指定の取消しに關すること。

ロ 第十三条第二項の規定による指定医療機関の指導に關すること。

別表第一保健衛生課の項の第六号の課長専決事項の欄中リを又とし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 第十二条第一項の規定による指定医療機関の指定に關すること。

別表第一保健衛生課の項中第二十四号を第二十七号とし、第二十一号から第二十三号までを三号ずつ繰り下げ、同項の第二十号の課長専決事項の欄中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 第五十六条の三第一項の規定による振興計画の認定に關すること。

別表第一保健衛生課の項中第二十号を第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十三 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に關する法律施行令(昭和三十一年政令第二百七十九号)の施行に關する次のこと。

イ 第六条第一項の規定による振興計画の変更の認定に關すること。

ロ 第六条第二項の規定による振興計画の認定の取消しに關すること。

別表第一保健衛生課の項中第十九号を第二十一号とし、第十八号を第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十 美容師養成施設指定規則(平成十年厚生省令第八号)の施行に關する次のこと。

イ 第五条第三項の規定による指定養成施設の廃止等の承認に關すること。  
ロ 第十二条第一項の規定による指定養成施設の指定の取消しに關すること。

別表第一保健衛生課の項の第十七号の次に次の一号を加える。

十八 理容師養成施設指定規則(平成十年厚生省令第五号)の施行に關する次のこと。

イ 第六条第三項の規定による指定養成施設の廃止等の承認に關すること。  
ロ 第十三条第一項の規定による指定養成施設の指定の取消しに關すること。

七。

別表第一こどもみらい課の項の第一号の部長専決事項の欄中力をヨとし、ワをカとし、ヲをワとし、ルをフとし、又をルとし、リをヌとし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、口の次に次のように加える。

八 第十八条の六第一号の規定による指定保育士養成施設の指定に関する事

別表第一こどもみらい課の項の第一号の課長専決事項の欄中タをレとし、ヨをタとし、力をヨとし、ワをカとし、ヲをワとし、ルをフとし、又をルとし、リをヌとし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、口の次に次のように加える。

八 第十八条の七第一項の規定による報告の徴収及び物件の検査に関する事

別表第一こどもみらい課の項の第二号の部長専決事項の欄イを同欄ロとし、同欄にイとして次のように加える。

イ 第五条第六項の規定による指定保育士養成施設の指定の取消しに関する事

別表第一こどもみらい課の項の第二号の課長専決事項の欄イを同欄ロとし、同欄にイとして次のように加える。

イ 第五条第三項の規定による変更の承認に関する事

別表第一こどもみらい課の項の第十五号の部長専決事項の欄中ロを削り、ハをロとし、ニをハとし、同項の第十七号の部長専決事項の欄に次のように加える。

イ 第六十七条第一項及び附則第九条第四項の規定による費用の交付に係る支出負担行為に関する事

別表第一団体経営改善課の項の第一号の部長専決事項の欄ロ中「第十一条の四第一項ただし書」を「第十一条の八第一項ただし書」に改め、同欄ハ中「第十一条の五ただし書」を「第十一条の九ただし書」に改め、同欄ニ中「第十一条の十五第一項ただし書」を「第十一条の三十四第一項ただし書」に改め、同欄ホ中「第十一条の十五第二項ただし書」を「第十一条の三十四第二項ただし書」に改め、同欄ヘからレまでの規定中「第十一条の二十六」を「第十一条の四十五」に改め、同欄ソ中「第十一条の三十三第三項」を「第十一条の五十二第三項」に改め、同欄ツ中「第十一条の三十九第一項」を「第十一条の五十八第一項」に改め、同欄ネ中「第十一条の三十九第三項」を「第十一条の五十八第三項」に改め、同欄ナ中「第十一条の三十九第四項」を「第十一条の五十八第四項」に改め、同欄ラ中「第十一条の四十二第一項」を「第十一条の六十一第一項」に、「議決」を「決議」に改め、同欄ム中「第十一条の四十六第二

項ただし書」を「第十一条の六十五第二項ただし書」に改め、同欄ウ中「第十一条の四十七第四項」を「第十一条の六十六第四項」に改め、同欄ノ及びオを削り、同号の課長専決事項の欄イ中「第十一条の七、第十一条の二十三、第十一条の二十九及び第十一条の三十二」を「第十一条の十七、第十一条の四十二、第十一条の四十八及び第十一条の五十一」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同表構造政策課の項の第三号の部長専決事項の欄ホ中「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同項の第四号の部長専決事項の欄イ中「第四十五条第二項」を「第四十四条第一項」に、「会則の変更の認可」を「業務規程の認可及び同条第二項の規定による業務規程の変更の命令」に改め、同号の課長専決事項の欄に次のように加える。

イ 第四十五条第一項の規定による事業計画書等の認可に関する事

別表第一構造政策課の項の第五号の部長専決事項の欄イ中「同条第五項」を「同条第八項」に改め、同項の第六号の部長専決事項の欄ロ中「第八条第四項」を「第八条第六項」に改め、同項の第八号の部長専決事項の欄イ中「第七条第四項」を「第七条第六項」に改め、同号の課長専決事項の欄イを削り、同表農産園芸課の項に次の一号を加える。

二 農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）の施行に関する次のこと。

イ 第二十一条第二項の規定による業務規程の変更の命令に関する事

ロ 第二十四条第一項から第三項までの規定による登録検査機関の登録の取消し及び業務の停止の命令に関する事

イ 第十七条第二項の規定による登録検査機関の登録に関する事

ハ 第十九条第三項において準用する第十七条第二項の

規定による登録検査機関の変更登録に関すること。

別表第一道路課の項の第六号中「災害対策基本法」の下に「(昭和三十六年法律第二百二十三号)」を加え、同項の第七号中「災害対策基本法施行令」の下に「(昭和三十七年政令第二百八十八号)」を加え、同表河川砂防課の項の第三号の部長専決事項の欄イ中「第七条第三項」の下に「(同条第四項において準用する場合を含む。)」を加え、「河川管理者に対する」を削り、同欄水中「特別警戒水位」を「洪水特別警戒水位」に改め、同欄中りをルとし、チを又とし、トをリとし、同欄へ中「浸水想定区域」を「洪水浸水想定区域」に改め、同へを同欄トとし、同トの次に次のように加える。

チ 第十四条の三第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定に関すること。  
別表第一河川砂防課の項の第三号の部長専決事項の欄水の次に次のように加える。  
へ 第十三条の三の規定による高潮特別警戒水位の決定に関すること。

別表第一河川砂防課の項の第九号の課長専決事項の欄口中「第三十二条の四第一項第五号ロ」を「第三十二条の四第一項第六号ロ」に改め、同項の第十号の課長専決事項の欄口中「第六条第一項第五号ロ」を「第六条第一項第六号ロ」に改め、同表都市計画課の項の第一号の部長専決事項の欄ワ中「第百三十六条」を「第百三十六条第一項」に改め、同項の第四号の部長専決事項の欄口から二までの規定中「第二十五条の十」を「第二十五条の十八」に改め、同欄へ中「第二十五条の六」を「第二十五条の十四」に改め、同表建築住宅課の項中第二十四号を第二十五号とし、第七号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)の施行に関する次のこと。

- イ 第三十四条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消しに関すること。

別表第一建築住宅課の項の次に次のように加える。

ロ 第三十七条の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の取消しに関すること。

防 災 危 機 管 理 課

一 災害対策基本法の施行に関する次のこと。

イ 第十五条第七項の規定による専門委員の任免に関すること。

イ 第四十八条第一項の規定による防災訓練の実施に関すること。

イ 第七十九条の規定による通信設備の優先使用に関すること。

ロ 第二十九条第一項の規定による職員派遣の要請に関すること。

ハ 第二十九条第三項の規定による職員派遣の要請の協議に関すること。

ハ 第五十五条の規定による関係指定地方行政機関の長等に対する要請に関すること。

二 第三十条の規定による職員の派遣のあつせんに関すること。

ホ 第七十条第三項の規定による指定行政機関の長等に対する応急措置の実施の要請又は要

求に関すること。

ホ 第八十条第二項の規定による応援に関すること。

へ 第七十一条第一  
項の規定による従  
事命令等に関する  
こと。

ト 第七十二条第二  
項の規定による市  
町村長に対する災  
害応急対策の実施  
等の要求に関する  
こと。

チ 第七十三条第一  
項の規定による応  
急措置の代行に関  
すること。

リ 第七十四条第一  
項の規定による他  
の都道府県に対す  
る応援要求に関す  
ること。

又 第七十四条の二  
第四項の規定によ  
る市町村長に対す  
る応援要求に関す  
ること。

ル 第七十四条の三  
の規定による指定  
行政機関の長等に  
対する応援要求等  
に関すること。

ヲ 第八十六条の九  
第四項の規定によ  
る被災住民の受入

れの市町村長との  
協議に関すること。

ワ 第八十六条の十  
第一項の規定によ  
る広域一時滞在中  
の協議等の代行に  
関すること。

カ 第八十六条の十  
四第一項の規定に  
よる指定公共機関  
等に対する被災者  
の運送の要請に関  
すること。

コ 第八十六条の十  
六第一項の規定に  
よる指定行政機関  
の長等に対する物  
資又は資材の供給  
の要請又は要求に  
関すること。

ク 第八十六条の十  
八第一項の規定に  
よる指定公共機関  
等に対する災害応  
急対策必要物資の  
運送の要請に関す  
ること。

二 災害対策基本法施行令の施行に関する次のこと。

イ 第二十八条第一  
項の規定による事  
務の委託及び同条

イ 第二十二條の規  
定による通信設備  
の優先利用等の手

<p style="text-align: center;">消 防 保 安 課</p>	
<p>一 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）の施行に関する次のこと。</p> <p>イ 第十一条の五第一項の規定による危険物の貯蔵又は取扱いの命令に関すること。</p> <p>ロ 第十二条第二項の規定による修理改造及び移転の命令に関すること。</p> <p>ハ 第十二条の二の規定による使用の停止の命令に関すること。</p>	<p>三 その他の事項に関する次のこと。</p> <p>イ 青森県防災会議の委員の任命及び委嘱に関すること（災害対策基本法第十五条第五項第一号から第四号までに掲げる者に係るものに限る。）。</p> <p>イ 青森県附属機関に関する条例第十七条第二項の規定による幹事の任命に関すること。</p> <p>イ 第十一条第一項の規定による製造所等の設置の許可に関すること。</p> <p>ロ 第十四条の二の規定による予防規程の認可等に関すること。</p> <p>イ 第十一条第五項の規定による完成検査に関すること。</p> <p>ロ 第二十二条第二項の規定による気象状況の通報に関すること。</p>
<p>三 青森県消防学校教育訓練規則（昭和三十五年五月青森県規則第二十七号）の施行に関する次のこと。</p> <p>イ 第十六条（第十七条第二項において準用する場合を含む。）</p>	<p>二 第十二条の三の規定による使用の一時停止の命令又は制限に関すること。</p> <p>ホ 第十三条の二第五項の規定による危険物取扱者免状の返納の命令に関すること。</p> <p>ヘ 第十六条の三第三項の規定による応急措置の命令に関すること。</p> <p>二 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の施行に関する次のこと。</p> <p>イ 第三十八条の規定による勧告に関すること。</p> <p>ロ 第四十二条第二項の規定による災害の防御の措置についての協定に関すること。</p> <p>イ 第二十九条の規定による教養訓練市町村の消防計画の作成の指導及び市町村の行う救急業務の指導に関すること。</p> <p>イ 第二十九条の規定による消防統計及び消防情報、市町村相互の連絡、消防思想の普及宣伝、性能試験並びに消防の応援及び緊急消防援助隊に関すること。</p>



含む。)の規定による教育訓練計画の策定及びその変更の承認に関すること。

四 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)の施行に関する次のこと。

イ 第二条第五号の規定による第二種事業所の指定に関すること。

イ 第三十四条第三項及び第四項の規定による事業者負担金の額の決定及びその変更の決定に関すること。

ロ 第五條第四項(第七條第二項において準用する場合を含む。)の規定による意見に関すること。

ロ 第四十一条第三項の規定による市町村長に対する要請に関すること。

八 第二十八條第七項の規定による専門員の任免に関すること。

五 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)の施行に関する次のこと。

イ 第九条の規定による許可の取消しに関すること。

イ 第五条第一項の規定による製造の許可に関すること。

ロ 第三十条の規定による製造保安責任者免状等の返納の命令に関すること。

ロ 第十四条第一項の規定による製造施設等の変更の許可に関すること。

イ 第五條第一項の規定による製造の許可に関すること。

ロ 第十四条第一項の規定による製造施設等の変更の許可に関すること。

と。

八 第三十四条の規定による保安統括者等の解任の命令に関すること。

二 第三十八條の規定による許可の取消し等に関すること。

と。

ホ 第五十二條第四項の規定による検査主任者の解任の命令に関すること。

ヘ 第五十三條の規定による登録の取消し等に関すること。

八 第十六條第一項の規定による第一種貯蔵所の設置の許可に関すること。

二 第十九條第一項の規定による第一種貯蔵所の変更の許可に関すること。

ホ 第二十條第一項及び第三項の規定による完成検査に関すること。

ヘ 第二十二條第一項の規定による高圧ガス等の輸入検査に関すること。

ト 第二十六條第二項の規定による危害予防規程の変更の命令に関すること。

チ 第三十五條第一項の規定による保安検査に関すること。

リ 第三十九條の規定による緊急の措置に関すること。

又 第四十四條第一項の規定による容器検査に関すること。

と。

ル 第四十八条第五項の規定による許可に関すること。

ヲ 第四十九条第一項の規定による容器再検査に関すること。

ワ 第四十九条の二第一項の規定による附属品検査に関すること。

カ 第四十九条の四第一項の規定による附属品再検査に関すること。

ク 第五十条第三項の規定による容器検査所の登録及び更新並びに同条第四項の規定による容器等の種類の制限に関すること。

ク 第五十六条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定によるくす化その他の処分に関すること。

レ 第六十一条第一項の規定による報告の徴収に関する

六 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）の施行に関する次のこと。

こと。

ソ 第六十三条第二項の規定による報告の命令に関すること。

ツ 第六十四条の規定による現状変更の指示に関すること。

イ 第二十二条の規定による業務主任者等の解任の命令に関すること。

ロ 第二十五条の規定による登録の取消しに関すること。

ハ 第二十六条の規定による登録の取消し等に関すること。

ニ 第三十五条の三の規定による認定の取消しに関すること。

ホ 第三十五条の十の規定による認定の取消しに関すること。

ヘ 第三十七条の七

イ 第三条第一項の規定による事業の登録に関すること。

ロ 第二十九条第一項の規定による保安業務の実施の認定に関すること。

ハ 第三十三条第一項の規定による一般消費者等の数の増加の認可に関すること。

ニ 第三十五条第一項の規定による保安業務規程の認可に関すること。

ホ 第三十五条の六第一項の規定による保安の確保の方法等の認定に関する

第一項の規定による許可の取消し等に関すること。  
 ト 第三十八条の四第四項の規定による液化石油ガス設備士免状の返納の命令に関すること。

へ 第三十六条第一項の規定による貯蔵施設等の設置の許可に関すること。  
 ト 第三十七条の二第一項（第三十七条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による変更の許可に関すること。  
 チ 第三十七条の三第一項（第三十七条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定による完成検査に関すること。  
 リ 第三十七条の四第一項の規定による充てん設備の許可に関すること。  
 ヲ 第三十七条の六第一項の規定による保安検査に関すること。  
 ル 第三十八条の四第二項第三号の規定による認定に関すること。  
 ヲ 第八十二条第一

七 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）の施行に関する次のこと。

イ 第八条の規定による許可の取消しに関すること。  
 ロ 第三十一条第五項の規定による火薬類製造保安責任者免状等の返納の命令に関すること。  
 ハ 第三十四条の規定による製造保安責任者等の解任の命令に関すること。  
 ニ 第四十四条の規定による許可の取消し等に関すること。  
 ホ 第四十五条の三十一（第四十五条の三十八第二項において準用する場合

イ 第三条の規定による製造の許可に関すること。  
 ロ 第五条の規定による販売営業の許可に関すること。  
 ハ 第十条第一項の規定による製造施設等の変更の許可に関すること。  
 ニ 第十二条第一項の規定による火薬庫の設置等の許可に関すること。  
 ホ 第十三条ただし書の規定による許可に関すること。  
 ヘ 第十五条第一項及び第二項の規定による完成検査に

項、第二項及び第五項の規定による報告の徴収に関すること。  
 ヲ 第八十三条第一項から第四項まで及び第七項の規定による立入検査等に関すること。

合を含む。)の規  
定による解任の命  
令に関すること。  
ハ 第四十五条の三  
十四(第四十五条  
の三十八第二項に  
おいて準用する場  
合を含む。)の規  
定による指定の取  
消し等に関するこ  
と。

関すること。

ト 第十五条第一項  
ただし書の規定に  
よる指定完成検査  
機関の指定に関す  
ること。

チ 第十七条第一項  
の規定による譲渡  
及び譲受の許可並  
びに同条第三項の  
規定による当該許  
可の取消しに関す  
ること。

リ 第二十四条第一  
項の規定による輸  
入の許可に関する  
こと。

ヌ 第二十五条第一  
項の規定による消  
費の許可及び同条  
第三項の規定によ  
る当該許可の取消  
しに関すること。

ル 第二十七条第一  
項の規定による廃  
棄の許可に関する  
こと。

ヲ 第二十八条第一  
項の規定による危  
害予防規程の認可  
に関すること。

ワ 第二十八条第四

項の規定による危  
害予防規程の変更  
の命令に関するこ  
と。

カ 第二十九条第一  
項(同条第五項に  
おいて準用する場  
合を含む。)の規  
定による保安教育  
計画の認可及び同  
条第四項の規定に  
よる指定に関する  
こと。

キ 第三十五条第一  
項の規定による保  
安検査に関するこ  
と。

ク 第三十五条第一  
項第一号の規定に  
よる指定保安検査  
機関の指定に関す  
ること。

ケ 第三十五条の二  
第四項の規定によ  
る自主検査の立会  
いに関すること。

コ 第三十六条第二  
項の規定による安  
定度試験の実施の  
命令に関すること。

ク 第四十二条及び  
第四十六条第二項

の規定による報告の徴収に関すること。

ネ 第四十三条第一項の規定による立入検査等に関すること。

ナ 第四十五条の規定による緊急の措置に関すること。

ラ 第四十五条の二十九第一項（第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。）の規定による業務規程の認可に関すること。

ム 第四十五条の二十九第三項（第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。）の規定による業務規程の変更の命令に関すること。

ウ 第四十五条の三十三（第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。）の規定による適合命令

八 火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の施行に関する次のこと。

に關すること。  
卅 第四十七条の規定による現状変更の指示に関すること。  
ノ 第五十二条第一項の規定による意見の聴取に関すること。

九 武器等製造法（昭和二十八年法律第四百四十五号）の施行に関する次のこと。

イ 第十五条第一項の表に規定する安全な場所の指示に関すること。

イ 第二十条において準用する第八条第一項及び第十二条第一項の規定による許可に関すること。  
ロ 第二十条において準用する第六条及び第十五条の規定による許可の取消し等に関すること。

イ 第十七条第一項及び第十八条ただし書の規定による製造の許可に関すること。  
ロ 第十九条第一項の規定による販売の事業の許可に関すること。  
ハ 第二十四条の規定による報告の徴収に関すること。  
ニ 第二十五条第一

<p>十 電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）の施行に関する次のこと。</p> <p>イ 青森県石油コンビナート等防災本部の本部員の任命及び委嘱に関すること（石油コンビナート等災害防止法第二十八条第五</p>	<p>イ 青森県附属機関に関する条例第二十條第二項の規定による幹事の任命に関すること。</p>	<p>イ 第四條第四項第三号の規定による認定に関すること。</p> <p>ロ 第四條第六項の規定による電気工事士免状の返納の命令に関すること。</p>	<p>項の規定による立入検査等に関すること。</p>
<p>十一 電気工業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）の施行に関する次のこと。</p>	<p>イ 第二十八條第一項の規定による登録の取消し等に関すること。</p> <p>ロ 第三十三條の規定による苦情の処理に関すること。</p>	<p>イ 第三條第一項の規定による登録及び同條第三項の規定による更新の登録に関すること。</p>	<p>項の規定による立入検査等に関すること。</p>
<p>十二 その他の事項に関する次のこと。</p>	<p>イ 青森県石油コンビナート等防災本部の本部員の任命及び委嘱に関すること（石油コンビナート等災害防止法第二十八条第五</p>	<p>イ 第四十八條第一項の規定による防災訓練の実施に関すること。</p> <p>ロ 第四十八條第四項の規定による防災訓練に対する協力要求に関すること。</p> <p>ハ 第五十五條の規定による関係指定地方行政機関の長等に対する要請に関すること。</p> <p>ニ 第六十八條の規定による市町村に対する応援等に関すること。</p> <p>ホ 第八十條第二項の規定による応援に関すること。</p>	<p>項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる者に係るものに限る。）。</p> <p>一 災害対策基本法の施行に関する次のこと。</p> <p>イ 第七十九條の規定による通信設備の優先使用に関すること。</p>

原子力安全対策課

<p>ハ 第七十一條第一項の規定による従事命令等に関すること。</p>	<p>ホ 第七十條第三項の規定による指定行政機関の長等に対する応急措置の実施の要請又は要求に関すること。</p>	<p>イ 第十五條第七項の規定による専門委員の任免に関すること。</p> <p>ロ 第二十九條第一項の規定による職員派遣の要請に関すること。</p> <p>ハ 第二十九條第三項の規定による職員派遣の要請の協議に関すること。</p> <p>ニ 第三十條の規定による職員の派遣のあつせんに関すること。</p>	<p>項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる者に係るものに限る。）。</p>
<p>イ 第七十一條第一項の規定による従事命令等に関すること。</p>	<p>イ 第四十八條第一項の規定による防災訓練の実施に関すること。</p> <p>ロ 第四十八條第四項の規定による防災訓練に対する協力要求に関すること。</p> <p>ハ 第五十五條の規定による関係指定地方行政機関の長等に対する要請に関すること。</p> <p>ニ 第六十八條の規定による市町村に対する応援等に関すること。</p> <p>ホ 第八十條第二項の規定による応援に関すること。</p>	<p>イ 第四十八條第一項の規定による防災訓練の実施に関すること。</p> <p>ロ 第四十八條第四項の規定による防災訓練に対する協力要求に関すること。</p> <p>ハ 第五十五條の規定による関係指定地方行政機関の長等に対する要請に関すること。</p> <p>ニ 第六十八條の規定による市町村に対する応援等に関すること。</p> <p>ホ 第八十條第二項の規定による応援に関すること。</p>	<p>項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる者に係るものに限る。）。</p>
<p>イ 第七十一條第一項の規定による従事命令等に関すること。</p>	<p>イ 第七十九條の規定による通信設備の優先使用に関すること。</p>	<p>イ 第七十九條の規定による通信設備の優先使用に関すること。</p>	<p>項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる者に係るものに限る。）。</p>

ト 第七十二条第二項の規定による市町村長に対する災害心急救済の実施等の要求に関すること。

チ 第七十三条第一項の規定による心急救済の代行に関すること。

リ 第七十四条第一項の規定による他の都道府県に対する心援要求に関すること。

又 第七十四条の二第四項の規定による市町村長に対する心援要求に関すること。

ル 第七十四条の三の規定による指定行政機関の長等に対する心援要求等に関すること。

ヲ 第八十六条の九第四項の規定による被災住民の受入れの市町村長との協議に関すること。

ワ 第八十六条の十第一項の規定によ

る広域一時滞在の協議等の代行に関すること。

力 第八十六条の十四第一項の規定による指定公共機関等に対する被災者の運送の要請に関すること。

三 第八十六条の十六第一項の規定による指定行政機関の長等に対する物資又は資材の供給の要請又は要求に関すること。

タ 第八十六条の十八第一項の規定による指定公共機関等に対する災害心急救済必要物資の運送の要請に関すること。

二 災害対策基本法施行令の施行に関する次のこと。

イ 第二十八条第一項の規定による事務の委託及び同条第二項の規定によるその廃止の協議に関すること。

イ 第二十二條の規定による通信設備の優先利用等の手続に関すること。

ロ 第二十三條の二第一項、第三十條第二項及び第三十

六条の三第一項の規定による代行事務の引継ぎに関すること。

別表第二出先機関の長（地域県民局長を除く。）及び地域県民局の部長共通（別表第二の二において別に定める場合を除く。）の項の第五号及び地域県民局長の項の第三号中「看護」の下に、「消防団活動及び労使間交渉」を加え、同表地域県民局の地域農林水産部長の項の第六号中「鳥獣保護員に関する規程」を「鳥獣保護管理員に関する規程」に改め、同号イ中「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に改める。

別表第二の二中

青森県東京事務所次長	青森県東京事務所の庶務担当の内部組織の長
青森県消防学校の庶務担当の内部組織の長	青森県消防学校の庶務担当責任者

青森空港管理事務所次長	青森空港管理事務所の庶務担当の内部組織の長
-------------	-----------------------

を

青森県東京事務所次長	青森県東京事務所の庶務担当の内部組織の長
------------	----------------------

に、

を

青森空港管理事務所次長	青森空港管理事務所の庶務担当の内部組織の長
青森県消防学校の庶務担当の内部組織の長	青森県消防学校の庶務担当責任者

に

改める。

別表第三地域県民局の地域連携部の環境管理事務所の環境管理事務所長の項の第五号中「看護」の下に、「消防団活動及び労使間交渉」を加える。

別表第四中

青森県東京事務所次長	青森県東京事務所の庶務担当の内部組織の長
青森県消防学校の庶務担当の内部組織の長	青森県消防学校の庶務担当責任者

青森空港管理事務所次長	青森空港管理事務所の庶務担当の内部組織の長
-------------	-----------------------

を

青森県東京事務所次長	青森県東京事務所の庶務担当の内部組織の長
------------	----------------------

に、

を

青森空港管理事務所次長	青森空港管理事務所の庶務担当の内部組織の長
青森県消防学校の庶務担当の内部組織の長	青森県消防学校の庶務担当責任者

に

改める。

別表第五東青地域県民局地域健康福祉部長の項の第二号中「第四条の三第二項第十号」を「第四条の三第二項第十一号」に改め、同表地域県民局の地域整備部長の項に次の一号を加える。

四十一 事務委任規則第十八条第一項第二十五号に掲げる事務

別表第五地域県民局の地域健康福祉部の保健総室長の項中第三十四号を第三十六号とし、第三十一号から第三十三号までを二号ずつ繰り下げ、第三十号の次に次の二号を加える。

三十一 事務委任規則第四条の三第一項第二十四号に掲げる事務

三十二 事務委任規則第四条の三第一項第二十五号に掲げる事務

別表第五東青地域県民局地域健康福祉部福祉総室長の項の第十号中「第四条の三第二項第十号」を「第四条の三第二項第十号」に改め、同項の第十一号中「第四条の三第二項第十一号」を「第四条の三第二項第十一号」に改め、同項に次の一号を加える。

十四 事務委任規則第四条の三第二項第十四号に掲げる事務

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	（印刷所・販売人） 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二円十五円四十四銭
--------------------------------	--	--------------------------------